

市報第5号

横浜市市税条例等の一部改正についての専決処分報告

横浜市市税条例等の一部改正については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第179条第1項の規定を適用し、平成27年3月31日市長において次のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告する。

承認願いたい。

平成27年5月21日提出

横浜市長 林 文子

横浜市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月31日

横浜市長 林 文子

横浜市条例第39号

横浜市市税条例等の一部を改正する条例

(横浜市市税条例の一部改正)

第1条 横浜市市税条例(昭和25年8月横浜市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第26条の2第1項の表中「法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては、政令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額)」を「法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額」に改め、同条に次の3項を加える。

3 法第312条第3項第1号に掲げる法人(保険業法に規定する

相互会社を除く。)の資本金等の額が、同号に定める日(法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。))に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、法第312条第6項に規定する政令で定める日)現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項の表の第1号オ中「資本金等の額が」とあるのは「法第312条第3項第1号に定める日(法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。))に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、法第312条第6項に規定する政令で定める日。以下この表において同じ。)現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」と、同表の第2号から第9号までの規定中「資本金等の額が」とあるのは「法第312条第3項第1号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

4 法第312条第3項第2号に掲げる法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が、同条第7項に規定する政令で定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「法第312条第7項に規定する政令で定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

5 法第312条第3項第3号に掲げる法人(保険業法に規定する

相互会社を除く。)の資本金等の額が、同号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「法第312条第3項第3号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

附則第6条から第8条までを次のように改める。

(個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)

第6条 法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金(以下この条において「地方団体に対する寄附金」という。)を支出する者(地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がないと見込まれる者又は同法第121条(第1項ただし書を除く。)の規定の適用を受けると見込まれる者であって、法附則第7条第8項に規定する寄附金税額控除額(以下この項において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受ける目的以外に、地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税の所得割について第34条第1項から第5項までの規定による申告書の提出(第34条の2第1項の規定により第34条第1項から第4項までの規定による申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。次項第2号において同じ。)を要しないと見込まれるものに限る。)は、当分の間、寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、第34条第3項の規定による申告書の提出(第34条の2第1項の規定により当該申告書

が提出されたものとみなされる同法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、地方団体に対する寄附金を支出する際、法附則第7条第8項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、当該地方団体の長から市長に同項に規定する申告特例通知書(次項において「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この項において「申告特例の求め」という。)を行った者が、次のいずれかに該当する場合には、当該申告特例の求めを行った者が当該申告特例の求めに係る地方団体に対する寄附金を支出する年(以下この項において「申告特例対象年」という。)に支出した地方団体に対する寄附金に係る申告特例の求め及び法附則第7条第12項の規定による申告特例通知書の送付(第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。)については、いずれもなかったものとみなす。この場合において、当該申告特例通知書の送付を受けた市長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 当該申告特例対象年の年分の所得税について所得税法第12条の規定の適用を受けないこととなったとき。
- (2) 当該申告特例対象年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税の所得割について第34条第1項から第5項までの規定による申告書の提出をしたとき。
- (3) 当該申告特例対象年に支出した地方団体に対する寄附金に

ついて、法附則第7条第12項の規定により申告特例通知書を送付した地方団体の長の数が5を超えたとき。

- (4) 当該申告特例対象年に支出した地方団体に対する寄附金について、法附則第7条第12項の規定により申告特例通知書の送付を受けた市長が賦課期日現在における住所所在地の市町村長と異なったとき。

第7条及び第8条 削除

附則第9条第1項中「第34項、第37項並びに第38項」を「第36項、第39項並びに第40項」に改め、同条第6項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第7項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第8項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第40項」に改める。

(横浜市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 横浜市市税条例の一部を改正する条例（平成26年6月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第26条の2第1項の表の改正規定中「削り、「政令」を「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「政令」という。）」に改める」を「削る」に改める。

第29条の5の改正規定の次に次のように加える。

第33条の5の2第1項中「政令」を「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「政令」という。）」に改める。

附則第1項第2号中「第73条の改正規定及び」を「第73条第2号イ及びウの改正規定並びに」に、「第9項」を「第10項」に改め、同項第3号中「及び第29条の4の2第2項」を「、第29条の4の2第2項及び第33条の5の2第1項」に改め、「除く。）」

の次に「、第73条第1号、第2号ア及びエ、第3号並びに第4号の改正規定」を加え、「、第8項及び第9項」を「から第9項まで及び第10項」に改める。

附則第6項中「第73条各号」を「第73条第2号イ及びウ」に改める。

附則第9項の表中「附則第9項」を「附則第10項」に改め、同項を附則第10項とし、附則中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 平成28年条例第73条第1号、第2号ア及びエ、第3号並びに第4号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(個人の市民税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の横浜市市税条例（以下「新条例」という。）附則第6条の規定は、市民税の所得割の納税義務者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金について適用する。

(法人の市民税に関する経過措置)

- 3 新条例第26条の2（第2項を除く。）の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 新法第321条の8第1項の規定によって申告納付する法人で法人税法（昭和40年法律第34号）第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるもの並びに新法第321条の8第2項の規定によって申告納付する法人及び同条第3項の規定によって納付する法人の施行日以後に開始する最初の事業年度分の法人の市民税及び施行日以後に開始する最初の連結事業年度分の法人の市民税についての新条例第26条の2第1項の規定の適用については、同項中「資本金等の額が」とあるのは、「横浜市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年3月横浜市条例第39号）第1条の規定による改正前の横浜市市税条例第26条の2第1項の表の第1号オに規定する資本金等の額が」とし、同条第3項及び第4項の規定は、適用しないものとする。

参 考

横浜市市税条例（抜粋）

（ $\frac{\text{上段 改正後}}{\text{下段 改正前}}$ ）

（法人の均等割の税率）

第26条の2 法人に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる額とする。

法 人 の 区 分	税 率
(1) 次に掲げる法人 ア 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。） イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。） エ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。） オ 資本金等の額（ <u>法第292条第1項第4号の5に規定する資</u> <u>法人税法第2条第16号に規定する資本金等</u> <u>本金等の額</u> <u>の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（</u> <u>保険業法に規定する相互会社にあつては、政令第45条の3の</u> <u>をいう。以下こ</u> <u>2に定めるところにより算定した純資産額）</u> をいう。以下この節において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が10,000,000円以下であるもののうち、区内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされている役員を含む。）の数の合計数（以下この表において「従業者数	年額 50,000円

の合計数」という。)が50人以下のもの	
(省 略)	

(第2項省略)

3 法第312条第3項第1号に掲げる法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が、同号に定める日(法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。))に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、法第312条第6項に規定する政令で定める日)現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項の表の第1号オ中「資本金等の額が」とあるのは「法第312条第3項第1号に定める日(法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。))に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、法第312条第6項に規定する政令で定める日。以下この表において同じ。) 現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」と、同表の第2号から第9号までの規定中「資本金等の額が」とあるのは「法第312条第3項第1号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

4 法第312条第3項第2号に掲げる法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が、同条第7項に規定する政令で定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「法第312条第7項に規定する政令で定める日現在における資本金の額及び

資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

- 5 法第312条第3項第3号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、同号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「法第312条第3項第3号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

附 則

（個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等）

- 第6条 法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する者（地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がないと見込まれる者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受けると見込まれる者であって、法附則第7条第8項に規定する寄附金税額控除額（以下この項において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受ける目的以外に、地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税の所得割について第34条第1項から第5項までの規定による申告書の提出（第34条の2第1項の規定により第34条第1項から第4項までの規定による申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。次項第2号において同じ。）を要しないと見込まれるものに限る。）は、当分の間、寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合

には、第34条第3項の規定による申告書の提出（第34条の2第1項の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる同法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、地方団体に対する寄附金を支出する際、法附則第7条第8項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、当該地方団体の長から市長に同項に規定する申告特例通知書（次項において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この項において「申告特例の求め」という。）を行った者が、次のいずれかに該当する場合には、当該申告特例の求めを行った者が当該申告特例の求めに係る地方団体に対する寄附金を支出する年（以下この項において「申告特例対象年」という。）に支出した地方団体に対する寄附金に係る申告特例の求め及び法附則第7条第12項の規定による申告特例通知書の送付（第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）については、いずれもなかったものとみなす。この場合において、当該申告特例通知書の送付を受けた市長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

(1) 当該申告特例対象年の年分の所得税について所得税法第121条の規定の適用を受けないこととなったとき。

(2) 当該申告特例対象年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税の所得割について第34条第1項から第5項までの規定による申告書の提出をしたとき。

(3) 当該申告特例対象年に支出した地方団体に対する寄附金につ

いて、法附則第7条第12項の規定により申告特例通知書を送付した地方団体の長の数が5を超えたとき。

- (4) 当該申告特例対象年に支出した地方団体に対する寄附金について、法附則第7条第12項の規定により申告特例通知書の送付を受けた市長が賦課期日現在における住所所在地の市町村長と異なったとき。

第7条及び第8条 削除

第6条から第8条まで 削除

(固定資産税及び都市計画税に関する特例)

第9条 法附則第15条(第2項第1号から第3号まで及び第6号、第8項、第36項、第39項並びに第40項を除く。以下この項において同じ。)、第15条の2又は第15条の3に規定する固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税の課税標準は、第45条から第47条まで又は第130条第1項の規定にかかわらず、それぞれ法附則第15条から第15条の3までの規定に規定する額とする。

(第2項から第5項まで省略)

- 6 法 附則第15条第36項
附則第15条第34項に規定する家屋に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第45条又は第130条第1項の規定にかかわらず、法 附則第15条第36項
附則第15条第34項に規定する年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家屋に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に3分の2を乗じて得た額とする。
- 7 法 附則第15条第39項
附則第15条第37項に規定する設備に対して課する固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、同項に規定する年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準と

なるべき価格に3分の2を乗じて得た額とする。

- 8 法 附則第15条第40項
附則第15条第38項に規定する機器に対して課する固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、同項に規定する年度分の固定資産税に限り、当該機器に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に4分の3を乗じて得た額とする。

横浜市市税条例の一部を改正する条例（抜粋）

（上段 改正後）
（下段 改正前）

第26条の2第1項の表中「（昭和40年法律第34号）」を削る
削り、「

政令」を「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「政令」という。）」に改める。

第33条の5の2第1項中「政令」を「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「政令」という。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（第1号省略）

- (2) 第73条第2号イ及びウの改正規定並びに附則第13条の8の次
第73条の改正規定及び
に1条を加える改正規定並びに附則第6項及び第10項
第9項（次号に掲げる規定による改正後の横浜市市税条例（以下「平成28年条例」という。）附則第17条に係る部分を除く。）の規定 平成
27年4月1日
- (3) 第21条第4項、第26条の2第1項の表、第29条の4の2第2
及び第29条の4の2第
項及び第33条の5の2第1項の改正規定、第33条の6第3項の
2項

改正規定、同条第4項の改正規定（「課される法人税」の次に「若しくは地方法人税」を加える部分を除く。）、第73条第1号、第2号ア及びエ、第3号並びに第4号の改正規定並びに第129条の7第1項の改正規定並びに附則第17条の改正規定並びに附則第5項、第7項から第9項まで及び第10項（平成28年条例附則第17条に係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日（第4号及び第2項から第5項まで省略）

（軽自動車税に関する経過措置）

6 新条例 第73条第2号イ及びウの規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

7 平成28年条例第73条第1号、第2号ア及びエ、第3号並びに第4号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

$\frac{8}{7}$ （本文省略）

$\frac{9}{8}$ （本文省略）

$\frac{10}{9}$ 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第73条第2号及び平成28年条例附則第17条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（ 省 略 ）		
平成28年条例附則第17条の	第73条第2号	横浜州市税条例の一部を

表以外の部分		改正する条例（平成26年6月横浜市条例第32号。以下この条において「新改正条例」という。） <u>附則第10項</u> の規定により読み替えて適用される第73条第2号
平成28年条例附則第17条の表第73条第2号イの項	第73条第2号イ	新改正条例 <u>附則第10項</u> の規定により読み替えて適用される第73条第2号イ
	（ 省 略 ）	
平成28年条例附則第17条の表第73条第2号ウの項	第73条第2号ウ	新改正条例 <u>附則第10項</u> の規定により読み替えて適用される第73条第2号ウ
	（ 省 略 ）	

地方自治法（抜粋）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意については、この限りでない。

議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなけれ

ばならない。

(第4項省略)